

「かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」

素案へのご意見を募集します

鎌倉市では、性別の違いによる差別を解消し、個人一人ひとりの能力が活かされ、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を目指して「かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」を策定し、各取組を推進しています。現在は同プランを改訂し「かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】」の策定作業を進めており、この度、素案をまとめましたので、広く市民等の皆様からご意見を募集します。

1 意見募集期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで<期間内必着>

2 提出方法及び提出先

意見書の提出は、意見応募用紙（裏面）又は任意書式をご利用いただき、任意書式の場合は、住所・氏名・電話番号及び「かまくらジェンダー平等・女性支援プラン素案についての意見」である旨を記入してください。（住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記載してください。）

次の提出先へ、郵便、ファックス、電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

提出先	郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 共生共創部 地域共生課
	ファックス	0467-23-8700 ※宛先に「地域共生課あて」と記載してください。
	電子メール	※ 件名に「かまくらジェンダー平等・女性支援プラン素案についての意見」と記載してください。
	直接持参	地域共生課（市役所本庁舎1階44番窓口） ※ 市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館及び玉縄図書館にも回収箱が設置してあります。

※ 電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできませんが、事情により、上記の方法で提出できない場合は、ご相談ください。

3 提出できる方（鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定された「市民等」）

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市に対し納税義務を有する方
- ・この事案に利害関係を有する方

4 素案の閲覧場所

地域共生課（本庁舎1階44番窓口）、市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館、玉縄図書館、腰越支所、深沢支所、大船支所、玉縄支所及び市ホームページ（ホームページアドレス <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/danjo/danjo-bosyu.html>）

5 意見等の公表

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除き、後日市ホームページにて公表します。個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

鎌倉市共生共創部地域共生課 電話 0467-23-3000 内線 2604

「かまくらジェンダー平等・女性支援プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】
素案に対する意見応募用紙

提出期間：令和7年12月19（金）～令和8年1月19日（月）<必着>

担当：鎌倉市共生共創部地域共生課

住所	(住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記入してください。)
氏名	
法人・その他団体等の 名称	(法人・その他団体等の場合は記入してください。個人の場合は空欄で構いません。)
電話番号（連絡先）	
区分 (該当するものにチェック してください。)	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に利害関係を有する方（理由を記載してください。） 理由： }
意見記入欄（欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。）	